

新

旧

P59

P59

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 制度における給付・事業の全体像

1 制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

[P.64~P.78]

子どものための教育・保育給付（小学校就学前の子ども対象）
 ●施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
 ●地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）
 子育てのための施設等利用給付（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）
乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）
 子どものための手当（児童手当）

子ども・子育て支援給付

[P.64~P.76]

子どものための教育・保育給付（小学校就学前の子ども対象）
 ●施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
 ●地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）
 子育てのための施設等利用給付（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）
 子どものための手当（児童手当）


地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1 利用者支援事業 | [P.80~P.83] |
| 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | [P.84~P.85] |
| 3 妊婦健康診査 | [P.86] |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業 | [P.87] |
| 5 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | [P.88~P.89] |
| 6 子育て短期支援事業（ショートステイ） | [P.90~P.91] |
| 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） | [P.92~P.93] |
| 8 一時預かり事業（幼稚園・その他） | [P.94~P.97] |
| 9 延長保育事業 | [P.98~P.99] |
| 10 病児保育事業 | [P.100~P.101] |
| 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | [P.102~P.104] |
| 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | [P.105] |
| 13 親子関係形成支援事業 | [P.106] |
| 14 産後ケア事業 | [P.107] |

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1 利用者支援事業 | [P.78~P.81] |
| 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | [P.82~P.83] |
| 3 妊婦健康診査 | [P.84] |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業 | [P.85] |
| 5 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | [P.86~P.87] |
| 6 子育て短期支援事業（ショートステイ） | [P.88~P.89] |
| 7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） | [P.90~P.91] |
| 8 一時預かり事業（幼稚園・その他） | [P.92~P.95] |
| 9 延長保育事業 | [P.96~P.97] |
| 10 病児保育事業 | [P.98~P.99] |
| 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | [P.100~P.102] |
| 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | [P.103] |
| 13 親子関係形成支援事業 | [P.104] |
| 14 産後ケア事業 | [P.105] |
| 15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※） | [P.106~P.107] |

※子ども・子育て支援法に基づき令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付け

新	旧
<p>P76</p> <p><u>乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）</u></p> <p>◆事業内容</p> <p>全ての子どもを育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。</p> <p><u>令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として公立保育所4か所において試行的に事業を実施し、令和8年度から同法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として、本格的に事業を実施します。</u></p> <p>◆取組状況・取組方針</p> <p>○取組状況</p> <p>【対象児童】</p> <p>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども</p> <p>【実施施設】</p> <p>令和7年度 宮崎市公立保育所（小戸保育所、青島保育所、跡江保育所、福島保育所）</p> <p><u>令和8年度以降（令和7年9月末状況）</u></p> <p><u>56施設</u> <u>（保育所：15（公立含む）、幼稚園：1、認定こども園：36、小規模保育施設：4）</u></p> <p>【実施内容】</p> <p>乳児及び幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談等</p> <p>○計画期間における取組方針</p> <p><u>本制度について市民への周知を行うとともに、事業の利用状況を踏まえながら、受入体制の確保を図ります。</u></p> <p>◆提供区域の考え方</p> <p><u>居住区域以外にも広域的な利用が見込まれるため、市内全域を一つの提供区域とします。</u></p>	<p>P106</p> <p>15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</p>  <p>◆事業内容</p> <p>全ての子どもを育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として創設され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。</p> <p><u>令和8年度から子ども・子育て支援給付として創設されることに伴い、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる事業です。</u></p> <p>◆取組状況・取組方針</p> <p>○取組状況</p> <p>【対象児童】</p> <p>保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子ども</p> <p>【実施施設】</p> <p>宮崎市公立保育所（小戸保育所、青島保育所、跡江保育所、福島保育所）</p> <p><u>※令和8年度からの本格実施に向けて公立保育所のみで実施</u></p> <p>【実施内容】</p> <p>乳児及び幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談等</p> <p>○計画期間における取組方針</p> <p><u>令和8年度からの本格実施に向けて課題の抽出を行い、私立の保育所等との情報共有を図ります。</u></p> <p>◆提供区域の考え方</p> <p>市内全域を一つの提供区域とします。</p>

新	
P77	
◆需給計画	
<u>（1）量の見込みと提供体制の確保について</u>	
（単位：時間/月）	
年度	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
(A) 必要な事業量の見込み	- 20,827 19,582 18,810 18,036 17,218
0歳児	- 7,756 7,825 7,877 7,935 7,974
1歳児	- 5,579 5,987 5,570 5,148 4,715
2歳児	- 7,492 5,769 5,363 4,953 4,529
(B) 確保方策	目標値 実績
0歳児	- - 6,290 6,825 7,405 8,034
1歳児	- - 7,200 7,200 7,200 7,200
2歳児	- - 7,808 7,808 7,808 7,808
過不足（B - A）	- -
※表については、端数の関係で、表示されている数値をそのまま計算しても一致しない場合があります。	
量の見込みの算出方法	<u>国の算出方法に基づき、量を見込みました。</u> <u>【必要な事業量の見込み＝必要受入れ時間数※】</u> <u>※必要受入れ時間数＝対象年齢の未就園児数×月一定時間（10時間）</u>
<u>（2）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制について</u>	
<u>乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、教育・保育施設において実施する満3歳児クラスの活用を働きかけることや、必要に応じて一時預かり事業等の利用促進すること等により、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との円滑な連携・接続に努めます。</u>	

旧	
P107	
◆需給計画	
（単位：人/年）	
年度	令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度
(A) 必要な事業量の見込み	- 384 - - - -
0歳児	- 143 - - - -
1歳児	- 116 - - - -
2歳児	- 125 - - - -
(B) 確保方策	目標値 ※実績
0歳児	- 384 - - - -
1歳児	- - - - - -
2歳児	- - - - - -
過不足（B - A）	- - - - - -
※地域子ども子育て支援事業としての位置づけは令和7年度のみ	
量の見込みの算出方法	国の算出方法に基づく推計対象者数に推計利用率等に乗じて、量を見込みました。【量＝延べ利用者数】